平成２９年（フ）第３１４号
千葉県習志野市本大久保１丁目１番２号　フジパレス大久保105号
債務者　山口　和也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1392番地１　パークヒル飯山満３棟106号
債務者　佐久間和誠
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２５号
千葉県船橋市前貝塚町588番地１　アンビシャスヒル船橋215号
債務者　志津　ミサ（旧姓野海）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３７号
千葉県船橋市小室町901番地　Ｃ－９棟502号
債務者　伊藤　靖隆
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
新潟県加茂市上条２番２号
債務者　相田　数馬
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２０号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の96　市営住宅６棟614号
債務者　加藤　達彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４４号
愛知県岩倉市東新町燈明庵１番地　岩倉団地38棟101号
債務者　安井　菊代
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県丹波市春日町野村1075番地
債務者　竹村　奈央（旧姓久保山）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県丹波市氷上町絹山631番地
債務者　泰井　國昭
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第９８号
沖縄県浦添市宮城２丁目30番７－502号　トーマスマンションＴＵＴＵ
債務者　與**那覇**舞美（旧姓狩俣）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４９号
北海道河東郡音更町木野大通東９丁目３番地33
債務者　半澤　克康
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
茨城県土浦市蓮河原新町８番22号　コジィアラン104号
債務者　青柳　翔子（旧姓小西・西山）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４３号
京都府宇治市大久保町平盛６番地の190
債務者　和田　博子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
京都市伏見区桃山羽柴長吉西町８番地　カーサ丹波橋205
債務者　高橋　栄子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
岡山県津山市一方140番地、前住所岡山県津山市津山口231番地１　藤荘アパート
債務者　富田　京美
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１５２号
広島市安佐北区三入５丁目８番24－８－201号
債務者　細田多豆子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９０号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番94―101号
債務者　島田　昌子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部